

令和7年度 学校経営計画及び学校評価

1 めざす学校像

デザイン・造形を総合的に学ぶ全国で唯一の専門高校（デザイン系5学科と美術科）として、時代に即応したデザイナーや技術者を育成するとともに、美術、デザイン系大学への進学に向けた実力の養成に努める。本校の教育の特色であるデザイン及び芸術系の専門性の進展をはかる教育を通して、豊かな感性と人権意識の醸成をめざす。 1 基本的生活習慣を確立し、生涯にわたって自己の心身の健康を管理する能力を獲得する。 2 自己実現をするための基礎的・基本的な知識や技能に加え、課題の解決に向けて知識や技能を活用する力を育成する。
--

2 中期的目標

1 心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための教育力の向上 （1）専門性をより深化させるため、校内での学習活動に加え、校外における施設見学や高大連携授業など、生徒の興味・関心を高め、専門的な技術を向上させるための取組みを行う。 （2）言語教育の充実、図書館の活用促進・読書指導について積極的な取組みを進め、コミュニケーション力・自己表現力とともに、社会性をも兼ね備えた人材の育成に努める。併せて、学習成果発表や作品発表、合評を通じての主体的、対話的で深い学びにより、学習習慣の形成や学習意欲の向上を実現し、学力のより一層の定着を図る。 （3）自ら判断する主体性を育むための教育を実践し、グローバル社会に対応できる力を身につけさせるために英語教育の充実と国際理解教育を推進する。 （4）本校では80%の生徒が大学等の高等教育機関に進学し、就職希望者は全員が在学中に内定している。今後も生徒の希望の進路実現のため、教科指導、実技指導、面接指導等を全教員で行う。生徒進路希望実現率（就職、進学とも希望進路の合格率）令和9年度実績で85%以上をめざす。（R4 79% R5 92% R6 92%） （5）ICT環境、デジタル化に対応した機器が徐々に整備されつつある。ICTの活用について研究をすすめ、学力の向上を図る。 （6）継続教育機関である「大阪市立デザイン教育研究所」との連携・協力体制を維持し、連携授業や特別講義その他の教育・研究活動をとおして実力と魅力ある学校づくりを推進する。
2 安全・安心で開かれた学校づくり （1）学校生活をとおして生徒の規範意識を高めるとともに、基本的生活習慣を身につけさせ、時間を守ることや身だしなみに重点をおいた指導を強化して推進する。さらに、何ごとにも自主的に取り組む態度を育てる。 ・始業時の遅刻をR6 より10%減をめざす。（R4 3386人 R5 3825人 R6 2981人） （2）自他の違いを認め合い、お互いに尊重しあうことができる感性の醸成に努めるとともに、教育的支援体制を構築し、インクルーシブ教育の推進及び、いじめや差別事象の解消に組織的に対応することで、いじめ・差別のない学校づくりに努める。 （3）学校の教育活動についてわかりやすく発信し、また、他校種との連携や地域行事等への参画を通じて、教育内容を公開して、認知度を高める取組みに努め、開かれた学校づくりを推進する。 （4）生徒会活動、部活動の活性化を積極的に推進する。 ・学校教育自己診断において体育祭・文化祭に対する肯定的評価85%以上を維持する。（R4 91% R5 92% R6 92%） （5）家庭とも連携して、生徒一人ひとりが自己の健康に関心を持ち、心身ともに健康な生活が送れるように健康教育活動を推進する。
3 校務の効率化と働き方改革の推進 （1）府の校務処理システムを活用して校務の効率化を図る。 （2）安全衛生委員会等を活用して教職員の健康管理体制を充実させ「ワークライフバランスを考慮した勤務」を標榜した取組みを進める。

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析〔令和 年 月実施分〕	学校運営協議会からの意見

3 本年度の取組内容及び自己評価

中期的 目標	今年度の重点目標	具体的な取組計画・内容	評価指標 [R 6 年度値]	自己評価
1 教 育 力 の 向 上	(1) 専門性の 深化	(1) 各学科におけるアドミッションポリシーから、めざすべき生徒像の育成を行うために取り組むべき学習内容の構築と研究に努める。専門性の向上のために各科毎に「大学・企業等との連携」「コンクールへの参加、資格取得」等について積極的な取組みを進める。	(1) 学科ごとに専門深化を図るため、指標の設定を行う。	
	ア ビジュアル デザイン科	ア ビジュアルデザインの実際の事例について学ぶ授業を取り入れ、技術の習得から知識・技術の理解を深める授業の展開を実現し、表現力を高める。	ア・企業・大学講師からの特別授業の理解度を維持する。[100%] グラフィックデザイン検定2級 合格率 90%以上を維持する [100%] ・コンクール受賞数の増加 [77 点]	
	イ 映像 デザイン科	イ 知財創造教育や出前授業など企業、高大・高専連携授業を行い、より高度な写真・映像制作に必要な知識と技術を学ぶ機会を設ける。	イ・出前授業・講習会后アンケート 80%以上を維持する。[80%] ・産業と連携したプロジェクトから実践的な作品を制作し提案する。 [6 作品]	
	ウ プロダクト デザイン科	ウ ・クラフト的な実習とデジタル化された先端機器を駆使した実習を通じて、企画力・想像力に富む実践的な知識や技能を養う。 ・外部講師を招いた特別授業を行い、より実践的な技術や知識を得る機会を積極的に設ける。	ウ・各種コンクール等への参加 90%以上、入選以上の作品点数 10 点以上をめざす。 [参加 100%、入賞・入選 12 点] ・特別授業後アンケートで技術、知識の習得に対し肯定的評価 95%以上をめざす。[肯定的評価 100%]	
	エ インテリア デザイン科	エ ・ものづくりやデザインの現場で使える実践的な教育内容の充実を図るため他校種と交流授業を行い、自ら学び、主体的かつ協働的に取り組む姿勢を育成する。またこの取組みから地域社会への貢献を通じて生徒の自己肯定感を高める。 ・自己学習及び課題や各種コンクール作品の制作の支援に努める。	エ・交流授業や外部講師の講演、校外学習などを年3回以上実施し、アンケートで「授業に前向きに取り組むことができた。」80%以上をめざす。 [97%] ・各種コンクールの参加 90%以上、入選等の実績をめざす。 [99%、13 件]	
	オ 建築 デザイン科	オ ・建築設計教育として、建築をとりまく住環境・都市環境・自然環境、その共生に向けた生態学的知識や、環境コントロール技術を理解するとともに、それらをより高い芸術性の中で取りまとめられる能力を修得させる。 ・各種コンクールに挑戦させる。 ・外部研修・外部講師による講習会を行う。	オ・建築設計コンクールの参加 90%以上をめざす。 [95%] ・製図系・建築系資格受験者数 10%以上をめざす。[18%] ・作品を作るうえでのC A D・B I M活用率 90%をめざす。[100%] ・外部講師の講演、校外学習などを年7回以上実施し、アンケートで「今後の専門に役立つ。」70%以	

			上をめざす。[7回・87%]	
	カ 美術科	カ 専門的な学習により身に付いた、造形的な見方・考え方を主体的に繰り返し、総合的・実践的な力を身に付けさせる。また、感性を磨き、美的体験を充実させるため見学会や体験型学習の充実を図り、創造的な思考力・判断力・表現力の視野を広げる。作品ポートフォリオの作成により自ら学習を振り返り、進路実現につなげていく環境と機会を整備する。	カ 1 デッサン・色彩・発表など授業外の総合的・実践的な学びの場を年間 180 日以上提供する。[234 日] 2 体験型学習を年間 7 講座以上[16 講座]、見学会を 3 回以上 [8 回] 実施する。 3 指標 1、2 において複数学年 10 名以上参加の合評を 50 日以上実施する。[61 日]。	
	(2) 言語教育の充実からの主体的、対話的で深い学び	(2) ・各教科で学習成果発表や作品発表、合評などに取り組み、互いの能力を認め合うことで表現力の幅を広げ、自己表現力の向上をめざす。特に専門教科では生徒が学習成果を発表する機会を多く設け、教員からの助言だけでなく、生徒相互の意見交換を行うことで主体的な自己表現力を高める。 ・生徒図書委員会による広報活動の活性化として展示ケースや図書館たよりの担当生徒を指導する。学校HPを活用した図書館の紹介等による広報活動を促進する。	(2) ・共通教科との連携から言語能力、感性を磨き、表現力の高い作品の制作を図る。その成果を工芸高校展において発表・展示する。 ・図書館だよりを年 4 回以上発行し広報活動を促進する。 [5 回]	
	(3) 国際社会に対応できる力を育てる	(3) ・日本や海外の造形作品に触れる機会を持ち、国際理解教育の推進を図り、海外の学校との交流や海外研修の実施を推進する。 ・英語デジタル教材とネイティブ講師（T-NET）を活用し、「話す力」を高める英語教育のさらなる充実を図る。	(3) ・展覧会や講演会、ワークショップに参加するなどして、国内外の作品に触れる機会を 2 回以上持つ。 [2 回] ・分割授業において毎授業時ペアワークで会話練習を行う。 [30 回] パフォーマンステストを学期ごとに行う。 [5 回]	
	(4) 希望の進路を実現する	(4) 本校の教育の特色であるデザイン及び芸術の専門性を深化させるための教育をとおり、造形、デザイン分野への進路を希望する生徒を各学年・各学科と協力して支援するとともに、全生徒が自己実現できる進路指導に努める。	(4) ・デッサンコンクールを 4 回以上開催する。 [4 回] ・就職希望者への講習会を 5 回以上行う [5 回]	
	(5) ICT を活用する	(5) ・リーディングGIGAハイスクールにより配備されたプロジェクターを使用し、効果的な授業を行い、生徒の 1 人 1 台端末の使用頻度も多くなるようにする。	(5) 学校教育自己診断において 1 人 1 台端末を「効果的に使用している」と感じる生徒 90%以上を維持する。 [92%]	
	(6) デザイン教育研究所との連携・協力	(6) デザイン教育研究所教員を講師とした連携授業を行う。同研究所で行われる特別講義に高校生が参加する。このような活動を通じ教員の指導力の向上を図り、生	(6) 連携協議会[3 回]、連携授業を実施する。 [52 回]	

府立工芸高等学校

		徒のキャリアプランニング能力を育成する。		
2 安全・安心で開かれた学校	(1) 規範意識・基本的生活習慣 (2) 教育的支援体制を構築 (3) 開かれた学校 (4) 特別活動 (5) 健康教育活動の推進	(1) 生徒一人ひとりの身だしなみや生活習慣について、生活指導部と学年、学科が連携し規範意識を高揚させ、生徒の登校状況を共有することによって基本的生活習慣の確立に向けた指導に努める。 (2) 人権尊重の感覚の育成を図り、自他の違いを認め合い、お互いに尊重し合うことができる感性の醸成に努める。 ・生徒向けの人権学習会を開催する。 ・人権に関する個別課題について説明した資料「人権通信」を作成・配付する。 健康教育部・支援委員会を中心に学校全体で組織的に生徒一人ひとりに応じた教育に取り組む。 生徒支援の具体的方策 ・支援委員会、ケース会議を適時開催する。 ・教員に対し支援教育研修会を実施する。 ・不登校生徒等に対して組織的に対応する校内の体勢の整備を行う。 ・多様な学習ニーズに対応した学びを実現するために支援コーディネーターを中心とした校内支援委員会を活用しながらSC、医療機関、専門機関と連携し、生徒支援の充実を図る。 (3) オープンキャンパスや、学校説明会・出前授業の積極的参加やホームページの充実等を通じて本校の魅力を外部に発信する。本校専門教育の1年間の活動発表の場である工芸高校展では、生徒作品の発表を通して小・中学生やその保護者、大学、企業等に対して本校の高度な専門性をアピールする。 (4) 生徒会活動や部活動をととして自主性と責任感を持った行動ができる能力を育成する。 (5) ・校内環境を快適に保つため、ゴミの分別や校内美化の意識を高める。 ・芸術科と協力し、「校内美化ポスター」の作成に取り組む。 ・各クラスの保健委員が生徒目線で清掃状況と危険個所を巡視するといった取り組み「生徒安全パトロール」を定期的実施する。	(1) 遅刻総数前年度比10%減をめざす [2981件] (2) ・人権学習会の事後アンケートにて「よかった」の回答90%以上を維持する。[94%] ・「人権通信」を3回以上発行する。[3回] ・支援委員会を必要に応じ適切に開催する。[6回] ・ケース会議を3回以上開催する[5回] ・教員の校内研修会を1回以上開催する。[1回] ・遠隔授業、通信教育への対応について、校内ガイドラインを作成し不登校生徒、病気療養中の生徒に対する支援体制の整備を行う。 (3) ・出前授業アンケートにおいて授業の内容について、「面白かった」の回答90%以上を継続する。[95%] ・「興味を持った」の回答を70%以上とする。[82%] ・新入生にオープンキャンパス参加経験を調査し、「参加したことがある」の回答を90%以上とする。[97%] (4) 学校教育自己診断において、体育祭・文化祭に対する生徒の肯定的評価85%以上を維持する。[92%] (5) ・定期健康診断の受診報告数をあげるために、保護者懇談や本人への指導を通して、受診率60%以上をめざす。[93%] ・毎月テーマを決めて保健委員が、ほけんだよりを年8回発行する。[8回] ・生徒保健委員によって、年2回、清掃状況の点検と、危険個所の把握のためのパトロールを行う。[2回]	

府立工芸高等学校

			・芸術科と協力し、「校内美化ポスター」の作成に取り組む。	
3 校務の効率化と働き方改革の推進	(1) 校務の効率化	(1) 教科等における教材などのコンテンツ共有や学年と分掌の間での模試結果や進路情報の共有を進め、業務の効率化を図る。	(1) 教員向け学校教育自己診断結果におけるICT活用による校務軽減の肯定率 70%以上を維持する。 [43%]	
	(2) 労働安全衛生管理体制の充実	(2) 定時退勤（ノー残業デー）に取り組む 「府立学校における働き方改革にかかる取り組みについて」に沿って業務の見直し・効率化を図り、週1回（水曜日）の定時退勤に努める。	(2) 教員の1か月の時間外勤務80時間以上をなくし、年間一人当たりの平均時間外在校時間を360時間以内とする。 [357 時間]	
	(3) 部活動方針遵守による教員の時間外在校時間の縮減	(3) 部活動方針を遵守し、適切な休養日等を設定し、適正な指導・運営に係る体制の構築を行うことで、教職員の時間外在校時間の縮減を図る。	(3) 年間時間外在校時間720 時間以上の教職員0人をめざす。 [3 人]	